

昭和四十八年十二月四日

資料2

売春対策の問題点および今後のあり方について

—「売春問題ととりくむ会」との懇談より—

売春対策審議会幹事会議事速記録

日時 昭和四十八年十二月四日午後二時～五時

場所 総理府特別会議室

(出席者)

売春問題とりくむ会(五十音順)

兼松左知子(東京都婦人相談員)

末吉由貴江(全織同盟)

高橋喜久江(キリスト教矯風会)

田中寿美子(国会議員)

山田弥平治(全国婦人保護施設連合会事務局長)

総理府 審議室 参事官 加山 文男

先崎 函

山本 博一

法務省 刑事局青少年課 柏原 伸行

警察庁 刑事局保安部防犯少年課 内田 進

日下 英志

厚生省 社会局生活課 中村 博

労働省 婦人少年局婦人課 猪股 和子

岡田 年

○総理府 それでは役所側を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私どもは、総理府内に売春対策審議会という審議会がございます、そのお世話をいたしております、私、加山と申しますが、ひとつよろしくお願いいたします。

きょうお集まりいただきました趣旨は、売春という問題には、いろいろむずかしい問題がございますが、私どももいろいろな角度から、ここにお集まりの各行政庁も、それぞれの立場から検討されておるわけです。先生方のほうでも売春問題には非常に積極的に取り組んでおられることは平素承知しておりますが、同じ売春の取り組みという観点からは、むしろ話し合いの機会を持つてともども進む道もあるのではないかというふうにも考えまして、取り組んでおられる活動の面、それから売春問題の行政のあり方の問題等々について、ひとつ衣を着せないところの意見の開陳を賜って、われわれの行政上の参考にいたしたい、こういう趣旨で、きょうはたいへんお忙しいところをわざわざお集まりいただいたわけでございます。この趣旨をご理解いただきまして、私どもをひとつ教えてやるというつもりでお話を賜りたりと、考えております。よろしく願います。

○高橋参考人 私、「売春問題ととりくむ会」の事務局長という名前を与えられておりますけれども、本職は日本キリスト教婦人矯風会におります高橋喜久江と申します。

「売春問題ととりくむ会」のことを一応ご説明申し上げたいと思います。

この会は、今年の一月二十二日に発足をしたのですけれども、その前身は、一つは売春防止法を通しましたブレッシャー・グループ売春禁止法制定促進委員会というのが三十何団体、昭和三十年、三十一年ごろ活

躍いたしましたけれども、その後身団体である社団法人売春対策国民協会が法人をとって解散しましたのを受け継いだのと、もう一つ売対協の加盟団体がほとんど入っておりましたけれども、新しく任意団体としてその前の年に、「沖縄の売春問題にとりくむ会」という会を、任意団体として、別に法人とか何とかでなく取り組んで、別に会長とかいろいろこまかしい規則を置かないで、ただ活動のためにする団体として集まりました。その事務局を、売春対策国民協会と矯風会とで受け持ったのですが、その「沖縄の売春問題にとりくむ会」と社団法人売春対策国民協会とが合体いたしましたして、今年「売春問題にとりくむ会」という会をつくったわけでございます。

会長という制度は置きませんで、代表委員が市川房枝、山高しげり、藤原道子のお三人の方々になつていただいて、そして各団体一人の幹事を出して、幹事会というのが決議機関であり、実行もしていくという、ゆるい会則のもとに仕事をしております。いま二十二団体が入っております。

これは、呼びかけました団体は、かつての売春対策国民協会、それから「沖縄の売春問題にとりくむ会」に入っていた団体に呼びかけまして、新たにまた一応自民党から共産党までの外部の婦人団体にも呼びかけましたけれども、自民党と公明党は入られませんで、いまは民社、社会、共産の、まあ外部団体というと語弊がありますけれども、一応私たちの仲間ではそういうふうな色分けにしておりますけれども、そういうふうに一応超党派という形を、売春防止法を通すときにもそういうふうな姿勢でしたので、会を始めるときにはそういうふうな慮りをもちましてお誘いもしたというふうなかつこうになつております。

あとは労働組合、総評と同盟が入っております。きょうはまだ見えませんが、全職同盟は、これは

昔から、売春防止法を通すのに特に熱心に活躍した労働組合でして、ずっとほかの労働組合が脱落していった中でも、全職同盟はひとり売対協にも残って、現在も続いているわけです。

それで、何をしたかといわれますと、あれもしました、これもしましたといいたいし、あれもこれも実らないというような段階ですけれども、一応四つの分科会に分けまして、法改正と、それから沖繩の売春問題に特別に取り組むのと、それから婦人保護と、それから広報活動、この四つの専門部会を設けましてそれぞれ担当することになっております。

沖繩には、いまこちの売春対策審議会の委員でもいらっしゃり、われわれのほうの有力な仲間である瀬川八十雄先生が、いまもまだ沖繩に行っていらっしゃるはずですし、私どもとしてもお送りしたというふうな気持ちでおります。それから現地の人たちを迎えて、とりくむ会としての活動ではありませんけれども、その有力な参加団体がそれぞれ応援して、向こうの人たちとの共同行動などというものをとりましたし、よく情報交換をしているというふうな形であります。

それから法改正は、これはまたあとでそれぞれのご意見も伺い、そして私たちの主張も聞いていただきましたと思いますけれども、当面は「トルコプロは現在の公娼制度だ」というスローガンのもとに、何とかトルコプロが法的に公認状態に等しい状態であるのをやめさせるための、法律で規制をする、認めなせないという形をとりたいと、法案を一応準備いたしました。これは田中先生なんかのお骨折りで、衆参の婦人議員懇談会ですか、開いていただいて、一応の文案作成を藤原道子参議院議員の手元でお世話くださるということになって、参議院の法制局をわずらわして、成文は得たのですけれども、いま国会の事情でまだその法案

を各党から提出するという段階にまでは至っておりません。

そんなようなところが、私たちのいまのとりくむ会としての活動状況です。

それからあと、これもまたあとで申し上げたいと思いますけれども、韓国における日本人の観光売春、妓生観光に対する問題にもとりくむ会として取り組んでおります。

そのようなのが、とりくむ会としての活動として、一応報告させていただきます。

○総理府 田中先生のほうから何か……。

○田中参考人 ちょっと私は、何か議題があつて懇談するのかと思つていたものですから、皆さんのほうから何か問題の提起があるのかしらと思つていたのですけどね。

いま簡単にご説明になつたようなことで、毎月幹事会を開いて私たち会合しておりますで、いまいわれた四つの分科会で活動しているわけですが、まあ特に売春防止法ができてから十五年たつていて、大体の法律は十五年もしたら必ずどこか改正になるんだけれども、そのままだいて、そして事実上あまり運用の実をあげねいような状況になつてゐるんじゃないかということ、それから売春が非常に多様化してきて、個人的な取引の形をとりながら、非常に盛んに行なわれていて、かつてのいわゆる赤線とか、青線とかいわれた地域が集娼地域に等しいような状況に全国的になつていて、業態だけは一応個人で売春しているような形をとりながら、やはり業者が搾取している形態が実際にずいぶんあるのではないかということを問題にして法改正のことを考えたわけで、特にその中で、いま高橋さんがおっしゃいましたように、一番問題なのはトルコプロではないか。全国のトルコプロ営業者の数は、警察のほうでつかんでいらっしゃるので千何百軒です

か、そのうちの八〇%以上が一種の管理売春的な行為をやっているんじゃないかと。そういう意味から、トルコプロの規制をすべきじゃないかというのが、この会ができてからのずっと議論の中心になっておりまして、それでいま高橋さんがおっしゃいましたように、どこをそれじゃ法律の改正をしたらトルコプロにおける管理売春的な形態をなくすることができるといふことで、ずいぶん研究をして、何回も参議院の法制局のほうにお願いをして、あるときは公衆浴場法の一部改正という形の案もつくりましたし、それからあるときには風俗営業法の一部改正案のを幾つかつくっていただいて、最終的には風俗営業のほうの一部改正でいいんじゃないかという案まで、案としては得たのですけれども。まだそれを各党の賛成を得て提出するというところに至らないで、国会が七十一国会は変則でございましたために、そのままになっております。今度の国会は、またこれも特殊な国会でございまして、来年の参議院選挙を控えて、非常に今度は短期にしまして、さつさと事を片づけようとしている政府の動きも見えますので、この問題が法改正のところまで各党の賛同を得ながらこれを議員立法でも出すというところまでいくかどうかということをお願いしたいへんいま心配をしているところでございます。大体国会のほうのことはそういうことです。

それからもう一つは、先ほどもご説明がありましたように「沖縄の売春問題ととりくむ会」というのを、沖縄復帰の年につくりました。それをつくりやしたのは、沖縄の婦人問題の調査に、私どもの日本婦人会議の調査団が参りました際に、特に沖縄の売春問題は、ちょうど本土で売春防止法がつくられる前にあったような、それ以上の前借金制度とか、強制労働とか、いろいろひどい形態をとっておりましたし、しかも本土でいわゆる進んだ形のいろいろな営業形態も取り入れているという非常に複雑な状況でしたから、これは復

帰前に何とか前借金の取り消しの宣言まで持っていていただきたいというような運動も一生懸命にとりくむ会はやったわけです。それでその後、沖繩復帰しました後も、あまり売春の状態は変わっていないんじゃないか。もちろん売防法の施行はあったし、一応公認された売春地域というものはなくなったことになっているけれども、実際にはたいへんあるんじゃないかというような報告もいただいておりますし、さらに海洋博と関連した開発の中で、観光事業のほうが先行していった、その観光事業に売春がやはり結びついていて、本土の男性たちは沖繩に行けばまだ十分おもしろく遊べるというようなことを宣伝されて出かけていっているということも聞いておりましたので、そういうことも私どもは問題にしております。

高橋さんから、韓国の問題についてあとからお話があると思いますが、韓国もやはり観光事業を、非常にいま日本の国内の観光事業と韓国の観光事業とが結びついて、その場合に韓国の女性の売春が非常に誘惑の宣伝の手に使われているというようなこともありまして、問題はですからいろいろ広く広がっている状況であるということをお初めに申し上げておきたいと思ひます。

○兼松参考人 婦人相談員の兼松でございます。

私、東京都の婦人相談員でございますけれども、相談員の自主的な研究会を持っておりまして、この会自体とりくむ会に入って、売春問題全体を促進していくということもあわせて考えなければ、私ども第一線の相談員は指導をいたしますのに困難な点が多いものですから、一つ一つのケースをあれするのみならず、もっと根本的な問題を民間の方たちとも考えていこうということで、とりくむ会の一員としてでもいろいろなっているわけでございます。

新宿では、最近たいへんいろいろ問題が多様化されておりますので、今回調査をいたしたわけです。これはいいつも役所の内部だけで独自にやっておりますけれども、専門家を加えまして、社会学の大学の先生を入れましてやったわけですけれども、その結果、つまり十五年の変化というものが一応出てきたわけです。たとえば、なぜ売春をするかという動機についてですけれども、貧困ということが第一にうたわれておりまして、三十二年から三十六年までなどは五三%というのが貧困が動機であるということでしたが、それが三十七年から四十一年までは二一%、四十二年には一二%というように、確かにないということではありませんけれども、変わってきております。

そして、ではそれによって何が出てきているかということですが、これにはつまりばく然とした期待とか、孤独感とか、好奇心とか、たいへん現在の都市化したその背後の問題、それから人間疎外の問題とか、そういういろいろな現在の社会の世相を裏づけするような問題から売春が発生しているというふうにられます。そのケースは最も多く、百十三件のうち九十六というふうな数字が出ております。まだいろいろ調査のことについては、また詳細にあとからお話したいと思っておりますけれども、まず大きな変化はこういうことです。

それからもう一つ調査に出てきた問題は、初期売春——初めて売春をしたという人たちが大体半分を占めているわけですけれども、その初期売春からなぜ常習化するかという、その点の経過について、特に問題として調査をしたわけですけれども、初期に売春をいたしますときに、初めから自分が売春をしてお金になるということとで飛び込んでいく人が、現在ではわりあい少ない。昔の赤線は、初めから金を得るということで

したけれども、ではどういふことでそうなるかといいますと、つまり町を歩いておりまして、「お茶を飲みませんか」というような、さりげない誘惑の声にかりやして、地方から東京に出てきて働いているとか、学校に行っているというような人たちが、つまり男性との社会関係といえますか、あるいは結婚を期待するとかというようなことで、まあお茶を飲むというような雰囲気です誘われてしまう。ところが男性のほうでは、そこでお茶を飲み、食事をして、あるいはホテルに行き、金を渡すといった経路をとりまして、女性の側は、初めはお茶を飲んでつき合えると思ったところが、そこで相手の男性によってこのことが金になるということを知るといふようなことが、この初期売春の動機状況というようにことが調査の中から出てきているわけです。

そして今度、初期売春によりまして初めて金になることがわかり、次に今度は常習になりますときには、もうこれは一回やれば五千円なり、一万円になる。実際自分の生活の中からでは、食べることは満足にまああ食べれても、アパート代が払えない、その他いい洋服が買えない、旅行にも行けないとかいうようなことでもって、今度は簡単に金になるというようにことのほうにだんだん常習化していく。この辺の、いままで単純に考えられておりました売春の動機というものが、必ずしも売春婦が生まれながらにして売春婦ではなかったという、では何が彼女をそうさせたかというようにすることで、婦人相談員が置かれているわけですが、その辺のところが多少解明されたわけです。それによって、では初期売春者あるいは常習売春者に対して、婦人相談員がどのような対応をしてケースワークなり、処分をするかということが現在の課題でございます。

いろいろありますけれども、私どもの手にいま渡っておりますのは、その頭在化した、つまり売春防止法で検挙されてきているケースと、それからもう一つは潜在化、これは検挙はされておりませんけれども、風俗営業の関係者、今回の調査でも五〇%近くはホステス、風俗営業で働いていた人たち、まず風俗営業に働けば一カ月以内には、そういう転落のチャンスがあったと、八割の人たちはそれに便乗してしまったというふうな、これは相談員が一人一人単にアンケートをとるというのではなくて、たいへんな項目にわたっての精密調査をしたわけであります。その頭在化されている、検挙されたケースですけれども、最近では若年層のみならず、主婦売春といったような中高年齢層もふえている。それからその中には、ハイミナル、ナロール、オクタミドン等の中毒者、もちろん精薄者もいる、生活に夫の収入が少なかったためにという貧困の人たちもいる。このようにたいへん幅広くなっております、暴力——これは先月ですか、神奈川から十八歳の女の子が暴力に耐えきれず逃げてきたというようなケースもございました、この常習化された売春婦に対しては、私どもにもその背後関係とともに、つまり身元の問題とあわせて、たいへん困難でありまして、追っても追ってもという感じでやっております。

ただいつも、たいへんであるということだけでは厚生はむずかしいのではないかというふうなお考えもあると思いますけれども、最近、IQ五十九ですから、大体精薄者に近い人ですけれども、もう補導院も二回も行ったような人が結婚しまして、子供をりっぱに成長させたというふうなニュースもありまして、まず半分は一応の社会復帰をしているということはいえると思います。

それから、やはり初期のうちに手を打つということが一番大事なわけですから、先ほど申しました風

俗営業に働いている人たちが売春婦に転落する率が一番多いとすれば、この風俗営業に働く人たちにどのような対策をすればいいかということが、私どもの最近の一番問題です。

先日もあるキャバレーの寮に行きましたけれども、百人ぐらいのところでしたが、タイムカードがちゃんとありまして、仕事に行くとき、帰るとき、ちゃんとカードをおしまして、違反すると罰金を取られる、月に多い人は三万円も罰金を取られる。その金で図書室をつくるといっているのですが、ところが雇用関係については固定給がありますけれども、その他出費が多く、一番困りますのは衣料費であって、そのために売春をしたというケースがたいへん多いわけです。

それから芸者は、最近これはある産業地帯で、四十軒の料亭と四十軒ぐらいの置屋がある。芸者が百十五人ですか、そこでもって板前さんが一人しかないというのですね。料亭が四十軒もあるのに、板前さんが一人というのはおかしいじゃないかということで、それだけではございませんけれども、いろいろ調査したところ、ほとんどが売春そのものずばりということで、いまその経営者を何か捜査中ということですが、大体十九歳の芸者で、一カ月三十万収入があるけれども、ところが手元には一銭もなくて、全部借金があるわけですね。十カ月ほど働いても、借金はむしろ倍になっているというようなことで、この辺を伺いまして私がかつての赤線を思い出しまして、その前借金のからくりはどうなっているのかということと、それが売春を助長させるということ、あるいは管理売春とどういうふうにつながっているのかということ、この辺はまた警視庁なり、本庁のほうから教えていただきたいと思えます。

その他ドルコなどは、もうご承知と思えますけれども、なかなか立証がむずかしいということで、取り締

まりの方も手が出ないということです。

それから売春予備軍と申しますか、ボーダーライン層が非常に多い。これは私はたいへん問題だと思います。というのは、層が厚いということ、もう一つは非常に一般的である。このことは売春がいいか悪いかということについて、なかなか現在の性が自由化されているところでは不明確、つまり若い人たちであるいは中絶とか、性病にかかったというようなことで私どもはタッチするわけですけれども、その話を聞いていますと、売春に変わらないような状態になっている。この辺を一体どういうふうに考えていくかというような問題もあらうかと思えます。これは未婚の母ともつながってくる問題です。一括しまして、このように全体が非常に幅が広くて、複雑、多様化しているという状態を、私ども現場の隅々から感じ取るのですが、ところがそれに対しての対策がなかなかそれに追いつかないというふうに感じております。

○末言参考人 私 は労働組合に所属しておりますので、勤労青少年の生活環境の問題から申し上げたいと思います。

それに一番の関連の問題として出ているのはモーターでございまして、実は私ども集団生活の寄宿舎を非常に全国であるわけでございますけれども、その寄宿舎の近くにモーターがある、しかもそれが非常に悪質なものがあまして、寄宿舎に住んでいるところをのぞき見したり、あるいは近くにあまり質のよくない人たちが群がっている。そしてまた誘惑をする。道を歩いていたら、ひやかしたりする。あるいは定時制の学校に行っている人たちが非常に多いわけでございますけれども、待ち受けて態度のよからぬことをやったり、あるいは給料日に待ち受けて変なことをやったりというようなことがございまして、非常に悪質なモーター

が生活環境に悪影響を及ぼしている。しかも中には、そこに連れ込まれて暴行を受けるというようなこともあるわけです、実質的に。ですから私どもといたしましても、このモーターの廃止運動を過去にやってまいりましたし、また風俗営業法の中の一部でも論議されておりましたのですが、実際はこれを一年間に改善しなければならぬということになっておりますので、一体どの程度改善されたのか、目下私ども「売春問題にとりくむ会」でも現在調査しておりますけれども、一体これ、警察庁のほうでもどの程度キャッチしていらっしゃるのか、ある地方の新聞を見ますと、石川県だったと思いますけれども、全体の中で一カ所しか改善されていないということを新聞を読んでおります。非常にこういう点がなおざりになっていやしくないか。特に最近では、寄宿舎が構内だけでなくて、構外で、しかも管理者のいない、自分たちで自主的に生活をする形態に移っているわけです。そうしますと、一つの例が、すべてが非常に誘惑されるように考えられます。地方の父兄が心配するということもあって、实际的に子供たちの独立した生活をしていく芽ばえというものを、こういう環境のために阻害しているような状態もあるわけです。

それからもう一つは、よく週刊誌やらテレビの性に対する扱い方、これが非常にまあ勤労青少年だけじゃなくて、学生を含めて、ほんとうに性に対する間違った考え方を植えつけたり、あるいは何だか性の解放というものが人間の文化に対しては必要だというような、性を知らなければ時代おくれの人間だ、文化人でないというような錯覚を起しているような傾向があるわけです。それで私どももよく、テレビの「23時ショー」なんかひねって見るわけです、どういふものが出ているかと思ひまして。そうすると、実に性行為そのまゝのようなかつこうをしたようなものが出てくるわけです。あれは非常におそい番組といっても、あ

いうことをテレビでやることが、ほんとうに国民にとってプラスかマイナスか、そういうことを考えますと、やっぱりああいうものはテレビでやるのはおかしいのではないかという気がするのです。

それから週刊誌におきまして、すぐくヌードが多いですね。だから、ほんとうにそのままずばりのものがたくさん出ておりますし、やはり医学的な問題ではなくて、ただあれが見せるだけのものというのが、実際にもうちょっと商業政策というものに対するものから、もっと人間のあり方について打開しなければならぬというふうな考えを持つわけです。その点私どもがよく若い人たちに、自分で困ったときに一体どこに相談するのか、たとえば性の悩みとかいろいろな問題がございしますので、それを聞いてみますと、私どもの組織自体でもそれをやっているわけですけれども、実際週刊誌のそういうような投書の中でそれを知っています。それが非常に中には無責任な回答も出ているというふうなこともあるわけです。

それからもう一つはトルコプロでございますけれども、先ほどこちらの方も話しておりましたけれども、私ども実物を見に行ったのですけれども、どうもトルコプロが小部屋式になっていて、私ども見ましたのは千葉ですけれども、三人部屋になっているのですけれども、実際的には椅子をくつつけまして個室のように使っていたり、あるいは窓のところに紙を張って中が見えないように、ビンのあとがちゃんと残っているというふうなこともあるわけですね。そういうふうにしますと、不健全なものが生まれやしないか、やはりこういうものは大部屋であるか、あるいは実際のにあちこちの意見を聞いてみたのですけれども、個室というのがトルコプロに完全になくはないかというのと、決してそういうものではございませんし、またマッサージュ師も女でなくてはならないかというのと、そういうこともございせんし、やはりこれがどうもマ

ツサージが健康のためにあるとは考えられないような事実がありますものですから、こういうことはやはりもっと取り締まるか、あるいは健全な施設へ改善していくということにいくべきではないか、こういうふうに思っているわけです。

それから海外旅行のこともいろいろしておりまして、私ども組織の連中がやっぱり海外に行きまして、いろいろ聞いてみますと、やはり海外の施設というものがどうも日本人を誘惑するような、向こうの案内する方が誘うような傾向も非常にありますし、必然的にまた中には日本から出ていくときのプランになってなくても、向こうに行くところとちゃんと繰り込まれているというようなこともございまして、女性なんかあわてて逃げて帰ってきたというような例もございます。ですから、やはりこういうことも観光業者に嚴重に日本人として健全な旅行ができる処置をやるべきじゃないか、こういうぐあいに私は思うわけです。

○総理府　そこでいままでのお話の中で、私のみならず行政庁の関係者みな感じているところもあるかと思いますが、一番大きな問題は先ほど来ご指摘をいただいておりますように、たとえば先ほどもちよっとお話がありました、風俗営業の女性が客を引いて売春をしたというような場合に、現在の売防法という形で一体対象になるのか、ならないのか。それから現在の売防法の範囲の中からするならば、そういう問題が規制でき得るのかどうかという問題ですね。

それから、先ほど来お話がありますように、売防法が制定された当初は、明らかに公娼地区から、まあ言うならば貧困、困窮売春というものの女性が主であって、それを何とか救わなくちゃならないという、そういう大義名分が非常にあったわけなんです、今日の社会において、はたしてそういう人たちが、先ほど来

ご指摘いただいたように、一体どの程度かというところ、むしろ非常に少なくなっているのではないか。まあトルコプロの女性を警察等で検挙した事例を見ましても、いい生活をしたい、金もうけしたいためにトルコプロに進んで入っていくというような形で、売春に対する意識というものの変化が非常に変わってきている。またポルノとか、あるいはフリーセックスとかという社会全般の意識の変化とともに、女性のその中に入っていく動機というものが非常に変化してきておる。それから現に、そういう風俗営業関係従業者の中において、売春行為というものが非常に多く、まあそれがフリーセックスに結びついていると思うわけですが、そういうものがいろいろな形で出てきておるといふときに、まあ単なる論理観からすれば、それがいいとか、悪いとよという形には当然規定されるでしょうけれども、行政のあり方として、一体どこをどういうようにやっていくのか、この点が私ども先生方のご意見を聞きたいところなんです。まず第一は、そこをしばらくてご意見をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○田中参考人 さっき私、売防法のことをちよつと言ったときに、売防法の内容がいろいろいま合わない部分が出てきている、特に福祉をやっている山田さん、その辺を感じていらつしやると思いますので、そこを言っていたらいいんじゃないかと思っています。

○山田参考人 私、婦人保護施設連合会の事務局長という役割りを持っておりまして、その方面から見ますと、まあ売防法施行当時といまおっしゃっているような形がだんだんに変化してきました、現在の収容資質というところから考えますと、売春防止法に拘束されていること自体非常に問題点が多いというふうな対象資質がふえていくわけでございます。その中で、まあ最近東京だけで調査いたしましたとしても、正常者は約二割くらい

しかないわけですね。ほとんどが精神病患者、それから精薄その他の精神的疾病を持っておりまして、私どもから考えますと、そういう疾病があるがために売春をせざるを得ない環境になっている。まず根本的に売春そのものを処罰するということよりも、その疾病のほうをいろいろ治療、介護をしなければならぬような状況が非常に持ち込まれているわけです。

ですから、そのことから見ますと、売防法でいわれます地検^{チケン}から相談、更生という経緯をたどってきている者は非常に少なくなってきたという現状でございます。それは数字的にあらわせば、まあ二割程度ではないか、あとの八割が、ほとんどが福祉とか、他行政の落ちこぼれのような形。現在問題になっております精神病寛解者の取り扱いをどうするかということが、これは衛生局のほうの行政ではあるでしょうけれども、結局落ちこぼれのような意味合いで私どものほうで預らざるを得ないような状況になっている。それを放置すれば、売春という行為に走らざるを得ない。社会的にも、性格的にも、不適応な者が多いわけですから、何らかの形で介護なり、保護をしていかなければいけない。そうした場合に、売春防止法制定当時は、確かに転業更生ということが主目的で、保護施設のほうは開設され、運用されていたのでございますけれども、現在にはそういう面のもっとメデイカルなものを非常に要求されている施設に変貌せざるを得ないような状況になってきている。そうした場合、施設側から見ますと、開所当時の、十五年の更生施設というような運用基準でもって設立されて、その後一度の改正もないままに現在の保護施設で、現在非常に変化している資質を取り扱わなければならない、扱っている者たちは非常にそれに苦慮しているわけです。特に専門的な知識を持っているわけでもないし、何と申しますか人と人との触れ合いでその人の心を慰め、あたためながら更

生手段を講じていくというものでございまして、特殊なメデイカルな要素——設備、施設、規模、そういうものを何も持ちあわせていないのが現在の婦人保護施設です。

そういう中で考えてみますと、一番基本的な問題は、売春防止法そのものは確かに人間的、倫理的なものとして、売春は悪であるという前提に立ちます法律というものは必要だと思えます。しかし、その法律をたとえ犯したにしても、いつまでもレッテルをはりまして、保護施設がそれから立ち直るための施設であるにもかかわらず、いつまでも売春というイメージをつけて回ること自体、非常に更生を阻害する面が多いわけです。まして現在は、約八割が売春というものには何ら関係のない、というとあれですけれども、非常に精神構造的におちいりやすい要素はいっぱい持っている人たちですけれども、少なくとも売春をしたがために入ったんじゃないんだというふうな人たちが多いわけなんです。そういう中から見まして、私たち保護の面から見しても、たとえそれが売春という問題で保護施設のほうに入ったとしても、それから切り離す何らかのウエルフェアを持たなければならぬ、そういうものを感じております。

それで、田中先生にも申し上げたのでございますけれども、保護施設の段階に至ったときには、売春防止法の四章の中だけで運用していくことは非常に問題が多いんじゃないか、これを何らかの方法で切り離しをしまして、もっと広い運用、その中でそういう方たちも扱われるんだという形。現在施設にいる子供たちで意識を持つ子供たちは、婦人保護施設にいますということを極端に隠します。それは根拠法は何かというと売春防止法である。これは非常に狭い例になりますけれども、私のところは未然防止という形で保護施設を運用しておりますけれども、そこには警察のほうの家出人を扱う分野とか、それから集団就職の離転職によつ

て扱っている子供たちとか、そういう警察のほうも、もちろん統計も出ておりますけれども、家出にしましても、パーセンテージの多くは、東京で就職したいがためというふうな目的意識を持つ者が多いわけです。それを放置すれば、やはりいろいろ弊害があるし、売春に落ち込むおそれもある。しかし、その方面だけからとらえていくということも非常に問題なわけです、人権的な意味から見ましても。

それで私のほうで、これは東京都のほうでそれを未然に防止する意味合いもかねまして、年少者に卒業するときに「若い女性の手帳」というのを各県に送りまして、東京にはこういうようなものがあるから、困ったときには利用してくださいというような形の手帳でございますけれども、それを頼って私どものほうに保護依頼が出るような場合がございます。そうした場合、私ども痛切にそういう中で考えますことは、もちろん家のほうにもすぐ連絡しますし、そうしますと親が飛んで来まして、うちの娘は何か悪いことをしたのでしようかというわけですね。いやそういうことは絶対しておりません。でもしかし、ここは婦人保護施設でしよう。婦人保護施設というのは、売春防止法の施設じゃございませんか。うちの子は何かそういうことをしたんじゃないですか。子供のほうもそれを知りまして、私はそれなことをした覚えもないし、それはひどいというふうな表現をしまして、施設からも飛び出すようなことになる。母親も連れて帰るというけど、連れて帰ってどうするということもないのでございますけれども、そこには置けないというようなことです。そういうことを非常に感ずる場合がございますね。

それと、先ほど申しました精神病寛解の方たちの取り扱いを考えるような場合、単なる保護じゃなくて、もっと機能訓練的な何らかの設備なり、構造なりを施設が持たないと、ただ保護しているというような状況、

行き場所がないから保護しているというようなことでは、その人のためにそれが今度はその人たちの立場からしますと、かえって精薄なら精薄の施設が五対一なり何なりの人員でもって介護を要求できるものが、婦人保護施設にまいますと、十五人に一人のような直接職員の指導にしかあずかれないというふうな不公平が出てきております。これは対象者側からすると、非常な不利益だと思います。

そんなようなことが現在起こっております、それをどうにか何らかの形で発想的な転換をしていかなければならない時期ではないか、そんなふうに考えております。

何か質問なりあるかもわかりませんが、いままで感じておりましたものを申し上げますようなこととでございます。

○総理府 お話の順序で、売春の問題につきましては問題点がいろいろありますので、あちこちとんでもあれですから、まず最初に、順序としまして整理しますと、先ほどお話申し上げましたように、貧困売春がなくなってきた、みずからとび込んでゆく風潮があり、フリーセックスという実態がある。それを警察が取り締まろうとすると、時代に逆行しておるかのような批判が出るというような時ですから、やはり売春というものについてもう一回ほんとうに皆様のご意見を聞いて、行政のあり方としてどうすべきか参考にさせていただきたいと思っております。

○高橋参考人 釈迦に説法ですけれども、私の意見を言わせていただきますと、皆さんいろいろ見方があると思えますけれども、売春防止法というのは、矯風会の立場から言えば、国家による公認売春の否認だったと思うのです。売春防止法ができるまでは、国家は売春業者を、売春業として税金を納めることを認めていた

のです。戦前に遡れば、遊廓、公娼制度時代がそうであつた。戦後の二十一年から三十一年までは特殊飲食店業者として認めておつた。それが一応、売防法によつて国家による管理売春の否認がなされて、いま法律を改正する時期が来た。言葉をちぎめて言えばそういうことになると思います。国家による売春の否認というものをあくまでも筋を通したい。それから私どもがトルコ風呂の目の仇にするのも、あれはやはり国家によつて結局個室付浴場業として存在を認めておる形に結果としてなつておるから、あれは法律的に否定してゆかなければならないという論理を持つておるわけであります。あと、いわゆる外娼とか、転落による、貧困ではないケースによる売春というものを、いま五条違反でしておりますけれども、私は、五条違反で女性だけをする形もどうかと思うし、何らか男性に対してのチェックもあるべきではないかと思うのですけれども、それにしても女性だけは罰の対象にして、いまの場合何回も繰り返せば罰金になるし、補導院に入られる。女性に対して罰を加える形にはなくて、業者に対して、それを助長させた者に対しての罰則はより厳しく、国家として毅然とした態度で臨んでほしい。それから、いままで貧困で転落した人たちのほうにより罰則が厳しくて、自由にする人たちに対して罰則がなくなるといふのも一つの矛盾ですけれども、やはりさつき山田さんのほうのお話でいえば、まあ精神病質、メデイカルの立場でのアプローチが必要だといふ場合に、その罰則を加えることだけがまだわれわれの立場ともいえないと思うのです。ですから、もし法改正をなさる場合には業者へは厳しく、それから単に女性にだけの罰則が厳しくならない形が何かの方法で考えられてしかるべきだというふうに私は思います。

○末吉参考人　確かに女性だけ一方的にというのは、片手落ですよね。相手の男性が来なければいいことだし、

また男性がそうすることによって、一回の失策は永久的な失策になってゆく。そして問題が起きておりますよね、そして相手の男性はぬくぬくとして社会の中で生きておる。それを誇りにしている男性だつてあるわけです。そういうものを是正してゆかなければおかしいと思うのです。

○高橋参考人　つまりその意味ではウーマンリブ賛成ですね。

○末吉参考人　未婚の母だつてそうですよ。子供を捨てるといふ原因の中にはそういうものがあるので、そういう男性をもっと厳しく社会は叩かなければいかんと思います。小をそのまましておくから、大きなものがないだんだん社会の中にはびこつてゆくじゃないかと思うのですよ。

○田中参考人　全体の状況としては、たとえばいまボルノというのが平気で上映されておりましてですね。それから外国に行つたらもっともつと平気で実演まで見せておるといふような状況になつちやつて、いわゆる性の自由化というものがずいぶん進んでいるので、高橋さんがおっしゃつたように、国家が公認して管理売春を許した制度をなくしたところに売防法の目的があつたので、そういう女の肉体を売らせることによって搾取する業者を罰するといふことが一番の目的であり、売春をそのかしたり、助長したり、場所を提供したりする者を罰するといふところに一番の目的があるという点は変りないと思うのです。ところが、一般のマスコミなんかは、赤線復活論すら平気で言つておる男性もいっぱいあるので、マスコミ対策も一つの方法だと思ひます。たとえばトルコ風呂なんか事実上管理売春になつておるじゃないかといふことを、現地を見て来て報告すると、非常におもしろおかしくテレビ番組をつくつてしまふ。アルバイトを一日二千元くらい出して雇つて、ああいうところで売春婦を買うことを大いに謳歌するようなグループを片方におき、賛成

論をぶたせる。こちら側にはまじめな婦人団体の人たちを呼んでおいてやらせるわけです。そして売春大いにけっこうじゃないか、反対するのはばかだというような風潮を助長させることにマスコミがいろいろ手伝って、全体として性に対しては自分の意思で性売るのはちっともかまわないという考え方はもう非常に一般的だと思うのです。私は、その領域になりますと、これは道徳論になってくるし、むしろ難しい問題になってくるから、売防法でできること、そして国の行政の面でも法律を使ってできることというのは、やはり女の肉体売らせて儲けることを、国が認めたり、助長したりすることは絶対にしてはいけないということだけは、売春防止法の一番肝心かなめのところだと思うのです。

もう一つの点は、山田さんのおっしゃった例の保護処分のところですが、私たちはあの保護処分ということとは進歩的な法律だと考えていたわけです。まだそういう制度があまりなかったときにああいう考え方を出して、売春に陥らざるを得なかった人たちを立ち上がらせるためにいろいろな手を尽すということで、相当手厚いことを考えたわけなんですけれども、それがいまではかえって女の人たちにとってくびきになっておるとしたら、その点は分離しなければならないところもあるんじゃないかというふうに私は思っておるわけです。

それから両罰の問題ですけれども、売らせた業者はもちろんいけないですが、売った者と買った者の場合に、売った女性だけが罰せられるという問題については、これも重大な問題で、合意の上で個人同士が売買したのだという場合には、この売防法では引っかけにくいじゃないか、その辺どういうふうに考えてやったらいいのかということですね。業者が売らせて、そして買うという形にしておきますと、買った者は処罰の

対象にならない仕組みになっておるでしょう、この法律では……、だからそこに何かトリックがありそうな気がするのです。

○高橋参考人 その場合、給与形態のほうからしてもらえないかと思うのです。キャバレーのホステスにしたって、トルコ嬢にしたって、固定給は全然なしか、あるいはほんの少して、あとは能率給みたいな形です。トルコ嬢なんかの場合には反対に取られておりますね、明らかに雇用関係を結んで、あるいは結ばなくても、自分の事業所に働かせておる者には固定給を出さなければいけないという形、そして監督官庁である労働基準局なり何なりからの絶えず労働条件の監視ということがされたらかなり風俗営業だって違うし、税制の問題だってあるでしょうけれどもね。

○田中参考人 それは売春防止法の範囲じゃないと思うです。トルコ風呂を見に行ったときには、施設の面では保健所は当然立入り権を持つて見ることが出来るわけですね。

○高橋参考人 それをやっていない。

○田中参考人 それがもう手不足で、ほとんど保健所がそういうことをやるということはないという状況、一方、監督署というのは、ああいう状況で働いておる労働婦人の監督なんということは全然したことはないですよね。それで、雇用関係にあるかないかもほとんどわからない。業者に言わせれば、雇用関係は何もありません。彼女等はトルコ嬢としてやっておるのだという言い方をしておる。そのくせ、宿舎に収容して、食事は無料というけれども、ピンはねをしているわけですよ。だからそういう面の行政指導はずいぶんできると思うのです。だから、売春防止法をいじると、行政面は分けて考えられるじゃないかと思うのです。

○高橋参考人 管理売春的なものをなくせば、かなり個人売春というのは少ないと思うのですね。外娼なんというのは、社会の何か必要悪論の人たちからいえば、たとい立ったってほんとうに少ないですよ。東京の盛り場なんか……。やはり絶対回数が多いのは管理売春のところでしょう。そういうことを警察の方々にいうのは釈迦に説法ですけれども、トルコ風呂なんか売春回数が多し、一人の員数に対しても多いし、それから絶対回数も多くなっておるんじゃないかと思う。キャバレーのホステスなんかの浮気程度、客との金儲け程度だったら、これは毎日というものでもないでしょうし、やはり一番悪質なのから行政的に手を打ってゆかれるものはしてゆくという形で、それに法改正が必要ならば、山田さんのほうなんかのご要求は、これはまた刑事事面とは別な考え方で早く取り上げるべき問題でしょうし……。

○田中参考人 福祉の面かでね。あなたのご意見は別にそこを分離して、四章だけを切り離せということでしょう。

○山田参考人 ということよりも、何といいますか、対象となるような現在の資質というものは非常に変化しておるし、もっと人格的な問題として取り上げてゆきたいわけですね。いままでは、先ほど申しましたように、国が認めていた業種をなくすのだから、それに対するものの振り分けが必要だろうということで、売春業というものを正式に認めていたものを認めなくなった。その人たちの職業をどういうふうに転換してゆくのかということが最初の発想であった。ですから、第四章に保護処分を設けたにいたしましたが、ほかに生活保護法的な基本でいう人権というものの問題を全部切り放したわけですね。ですから、一切の費用は国でめんどろを見ましようというような形で発想したのが四章だった。ところが現在になってきますと、先ほど

おっしゃったように、貧困から非行型への移行の中で、そういうふうになり得る素質といえますか、ならざるを得ない素質とか、そういうものを含めまして、人そのもののもっと根本的な問題に踏み込んでおるわけですか。そうすると、そこには非常にメデイカルな要素が出てくるわけですね。精薄であるとか、精神障害であるとか、性格異常であるとか、飲酒癖であるとか、それから藥物、そういうものが入り乱れて、その人に作用して、そういうものから非常に人格的な動作が行なわれて、売春をしても売春が安易にできるような人格形成をつくり上げる。そういうものをとらえてゆきますと、単なる売防法の中の保護という形ではなくて、もっとそういうものの中にその人の性格そのものを何らかの形でメデイカルなものを取り入れて、機能訓練的なものを入れて扱わなければ、いまの保護施設はやってゆけないじゃないか、いまの資質で取り扱うならば、

○田中参考人 職業訓練的なものは……

○山田参考人 もちろんあります。

○田中参考人 そういうようなものも一緒にして……

○山田参考人 ええ、そういうふうな人たちが何らかの社会の中で適用できるだけのものを持たせることは、単純作業にしろ何にしろ、それを訓練をすることが必要になってくるわけですね。いまの訓練というと、ただ施設の中で内職をさせるとか、それから表に勤めに出すとかこの二つしかないわけです。それを根本的に、その人が精薄なら少し慣性を持たせる意味の職業訓練、生活訓練を含めましたものをもっと機能的にできるようにするには、現在の職員配置ではどうにもならない。そういうようなものをいっばいかかえておるわけ

ですね。四章というのは。十五年経った現在。それから行政的な中でも、結局婦人相談所が全部統轄しておるわけですね。そこから婦人相談員が派遣されて、婦人相談所に送致し、婦人相談所から施設に送られるという形。そうすると、ほかの福祉事務所でももちろん取り扱われるのですけれども、その中で売春防止法による婦人相談所ということは、これはもうはっきりしておりますしね。そこら辺のラインでしか今度は福祉のほうでは取り上げようとしなわけです。現在、未然防止という形を福祉の立場からもっと取り上げてゆかなければ、売春をしてしまった時点では、もつとも行政的な処分という形があるでしょうけれども、そのなるのを未然に防ぐのが社会福祉だと思います。現在の予防医学の発展から見まして、病気になつてからでなく、ならないようにするのが進んだ医学とされておるように、現在売春に陥らないような何らかの処置をしてゆくのが売春防止法の、また、私たち福祉の面から見れば非常に重要性を持っております。そうするためには拾い上げる領域が非常に狭いわけですね。警察のほうでもいろいろ要綱が出ておるわけですから、三十九年ですか、部長通達にも一応出していただいたわけですが、要保護女子ならば婦人相談所に送致しろと、要保護女子といえは売春婦もしくは売春のおそれのあるもの、現在そうじゃなくて、おそれというものをもっと拡大解釈されてきておるわけです。と同時に、おそれというのは、売防法の中で取り扱うということは、非常に人権的な問題も含まれておる。ですから福祉の立場から、おそれという言い方をする分には、人権には何のあれもないのですけれども、売防法の中でおそれというと、あなたは売春するおそれがあるというふうにしか解釈できない。そうすると人格的な問題として、極端にいえば名誉棄損になるかもしれません。

○田中参考人 いまそういう女性の福祉をはかる施設というのはないわけでしょうか。

○兼松参考人 ないですね。結局それが盲点ですね。

○総理府 私たちは先生方と立場が変りまして、売春だけ正直いって仕事をしておるわけではなく、売対審のお世話をしておるものですから、たまたま機会があつてそういう施設を見ますと、いま山田さんがおっしゃられたようなことを痛切に感ずるのですね。これは誰が考えても、常識的におかしくなつてきておるわけですね。だからそのご意見については誰も疑いをはさむ余地はないと思うのです。それじゃ具体的にどうすべきか、そこが問題になつてくると思うのです。だから売防法の第四章の範囲内において質において変つてきておるのだ、先ほどのお話のように、薬物の関係者か飲酒癖のある者とか、あるいは精神病者か、IQの低い者、地方に行つてみますと大体IQの低い者が多いですね。売防法のおそれという形で無理に読んでおるわけで、実際にある程度の能力があつて、売春を業としてやつておるのはかかつてきてない、そこら辺の問題ですね。一回そういうところに入れてしまいますと、何というのですか、精薄児を預かるような施設では、あるいは経験が一回でもあれば逆に受け取らない、こういう問題があるらしいですね。そこをどういうふうに行行政的に解決をしてゆくべきか。ただ、いま運用上でお話のように幅を拡げてやつておる訳です。

○山田参考人 巾を拡げておるために、傷つかなくて済むものが、売春の関係施設にいたじゃないかといううな形で傷付いておる面があるのですね、ほんとうに引っかけますね。まず住民票を送つてきませんね。なぜ送らないかという、そういう施設にいたということがうちの子の嫁入りに傷付くといううな言い方で拒否された例があります。

○兼松参考人　せっかく婦人保護施設があるわけですから、そこに入寮してもらって、ある期間のうちに社会に出てこれでもって食べるというような何か職業的な訓練を受けてということの実際的な効果があればもう少しやはり施設に入る人がふえると思うのですけれども、どうやって入寮を勧めようかということは、昔はそこでご飯も食べられるし、寝られるということで特典があったわけですけれども、いまそれがなかなか効果がないですね、ですから女の人がそれでもって食べてゆけるという、それが一番いま魅力なんですけれども、それがないからホステスになってしまいうわけですね。保育所がなければ子供を連れてキャバレーに行く、この間キャバレーに行ってみると、ちゃんと保育所があり、資格のある保母さんも三人おりましたし、これにはかなわないといつてはいけません。むしろそれよりもこっちのほうに引っ張られる魅力がある施設でなければいけないということを感じました。建物なんかカラフルにきれいにしているのですね。補導院も六カ月では大して役に立たないのですね。なまじっか洋裁をやりますと、あした職安に行くのだけれども、何できるかというと、洋裁やったというのです。ところが、一緒に職安に行きまして、カードがずらっと並んで、何かというと、結局下請の、ズボンの端っこをさっと縫ってゆくとか、それしかできないのだけれども、本人は何かできるかのように思ってしまう。そこで、これは出たってだめだという矛盾にすぐぶつかるわけです。

○総理府　いまのお話のそういう更生施設というもののあり方の問題で、特に精薄者との施設的なからみにおいていろいろ問題があるんじゃないかと思うのです。たとえば千葉県に於いた婦人寮というものがあります。先だってあすこにお邪魔したのですが、社会福祉法人の方が非常に献身的に職業訓練をやられておる。しか

もほとんどの者がI・Qのほんとうに低い精薄児、老人についても老人施設にも引取り手がない、それからI・Qが低いと、売春という経歴があるゆえにそういう関係施設にも入れない。結局悪い言葉でいえば、そこで終生飼ひ殺しのめんどろを見てゆかなければならない。そういう施設との関連でどういうようにこれを持つてゆくのか、きょうは厚生省から直接担当の方お見えになっておりませんが、問題意識としてはお話しのように私どもとして感じておるのであります。ですから、先ほどお話がありましたように、相手になった男性の処罰というような問題がございますが、それに反対するわけではないけれども、やはり法律を出されてほんとうにやらなくちゃならないという形になれば、法律が国会を通つてゆかないとどうにもならない。やはりある程度は売防法のあの公娼制度が廃止になっていろいろもまれたときに、一応それはそれとして解決済みのものもあつたじゃないかと思うのですが、そこら辺の問題で幾つか問題点があるでしょうけれども、やはり行政措置として、あるいは行政措置のみならず、立法措置としてやらなければならぬ。しかも実現可能性のあるものはどういふものがあるのか、いまさら別の世論を喚起しないと、とても通らないといううなことをいろいろ言つたところで、たいへんむずかしいじゃないかという考えもちよつと私個人としてはあるのですけれどもね。そこら辺をどう考えてゆくか。

○高橋参考人　　ということは、売春防止法を、いまの第四章の保護更生の部門の独立もからめて改正すること
が、いまさら社会情勢上むずかしいし、もういっぺん世論を喚起するのがたいへんだとおっしゃる意味で……

○総理府　第四章に限つて発言しているのではなくてそもそも売防法を改正するかしないかという大きな問題
がありますね。全般的に見直すかどうか、その問題とは別に、売防法制定の際に、管理売春はいかん、助長

売春はいかん、これだけは絶対に崩せないのだ、しかもその範囲内において十五年の経過を見たときに、もう少し管理売春あるいは助長売春の中に手を加なければならんところがあるかどうか。そういう点については、私は手を加える加えないは別にしてその点から取締るべきであるということを反対するものはないと思います。ためにする意見は別ですが、ところが男性を処罰する云々という形になると別の問題というものが出てくるじゃないか。またいまの第四章を切り離すという形のものについては、誰が考えても現状はおかしい、ではそれをどうするかという問題がありますがそのようにコンセンサスをえられる問題とむずかしい問題がある以上立法するにしても、行政措置を加えるにしても、やれなければ何なりませんから、いかに声を大にしてと言っておっても……、やれる方向でどうしたらいいのかが問題だといっているのです。

○山田参考人　これはやる方向についての考え方なんですけれども、確におっしゃいましたように私も国会の社労委のほうに出まして話をしましたときに、児童局長と社会局長の意見は違っておったわけです。問題の婦人優生行為を持つ精薄女子に対しまして、一般家庭内に保護されておった精薄と一緒にすることは非常に混乱を招くという見解、解かにお持ちでした。しかし、どうにかしなければならん、そのままでずっと移行してきた。現在考えられますことは、第四章を切り離しをして、そういうものを取り入れる。さっき田中先生おっしゃってありました婦人福祉法的なものの中で精薄も扱われるようにするのか。もう一つの方向は、精薄行政のうちに優生行為を持つ女子を収容する範疇を持つのか。いま私どもで扱っておるのを区分けすれば、母子がありますね、母子福祉法の中でやるべきなのか、婦人保護の中でやるのか、この問題がありますね。精薄にとらえてもそういう問題がある。精神病寛解にしても、これは公衆衛生局になるのですが、そう

いうものの中の施設でやるのか、そういう中にわれわれが入り込んでいって、各行政にはらつくのがいいのか。と申しましても、東京のような場合は六つも施設がございますからそれぞれの分類をしておりますけれども、全国的に見れば各県に一つしかない。しかもその一つも義務設置じゃないですね。任意設置で、あのと時の一種のムードみたいなもので、全国にでき上がってしまったのが婦人保護施設で、運営要綱が厚生省から出されて一本になっておるのですが、なければならぬ施設ではない。そこにゆきまして極端な言い方をすれば、婦人保護施設としては一応現在役目を終ってしまったという極論する人さえある。そうすることが行政的にいってもっとスムーズにゆくのなら、われわれは各方向に入ってそれぞれの分野で、私ども精薄をやるとすれば精薄施設の中でそういう子供たち、精薄だけを集中的に扱うような、非常に困難なものです。が、行政機構になるのか、それとも現在のよう形で、ただ売防法とは切り離してそういうふうな、何といえますか、日本的なものの福祉という形で各施設が機能的専門的なものを取り入れられるようなものにしてゆくのか。ですから、先ほどの金銭授受の問題にしましても、一番基本的なものは費用徴収という形は基本的にあるわけです。ただ、親がそれに対する費用負担ができないために、国が代ろう。できればやってほしいということが基本的姿勢。ところが、婦人保護法の中には、費用徴収は一切してはいけない、本人がどんなに働いていようと、一切取れない。そういうふうに片方は介護を要する段階のものから、もう一歩である程度の保護があれば社会適応ができるということと、再三各施設からの要望がありまして、ある程度働ける、しので守られている。ですから連合会のほうでも、再三各施設からの要望がありまして、ある程度働ける、しかし、何らかの援護なり保護なりが必要だという、そういうアフターケア施設をつくってほしいという要望

が毎年出るのです。それで何とか職員たちが努力して訓練して、社会復帰がある程度順応性が出てきた。しかし、全面的にすることは非常に不可能だということが、統計的に見ましても約五〇％は外勤可能という線であらわれております。そういう人たちを今後どうするかといいますと、外勤すれば、社会のほうでは現在の人手不足から一定給与を支払ってくれる。作業が分類されればされるほど、たとえば精薄であれば精薄の人たちが反覆作業は逆に飽きがこないという特性を企業のほうでは見出して、非常に単純作業に長時間使う、そうすることによって一般の人と同じように五万六万という収入が出てくる。そういうことに對しても費用徴収は一切ならない、それじゃそういうための老人福祉のほうでもやっております保護のほうから、それから輕費老人ホームから、医療特寮イコウリョウといわれておる医療法人、そういう三分類までも傾向がなくなっておるのに、男と女しかない婦人だけを扱うものがいつまで経っても一本という形、これもおかしいじゃないか、それを何とか医師のアフターケア施設をつくれるようなものをほしいという要望も、一切本人からの費用徴収まかりならんという売防法の規定の中でいつまで経っても実現されないわけですね。その点四章の切り離しという中には考えに入れていただきたいと思ひます。

○田中参考人 厚生省で少しくらい考えていらっしゃるのじゃないですか。

○厚生省 私直接の担当じゃないですけども、生活課でこの仕事をやっておるものですから、課の中ではいろいろ議論しております。アフターケア施設の問題はいま山田さんのほうからお話がありました、いろいろの意味で要請が来ております。ただ、私どもとしてそういう対象もあるにはあると思ひます。もう一つは、婦人保護全体の問題としまして、先ほど兼松さんのお話がありましたように、傾向として非常に變つて

きた。まず実態的に貧困から実態が変ってきたという問題、それから対象者が精薄的な人たちが非常に多くなった。先ほど来おっしゃられた点、私どものデータでもそうなっております。最近いろいろそういった問題を含めまして内部的にいろいろ検討しておりますが、全体の問題として、確かにいまの方向性という問題についてはどういふふうに対応したらいいか、非常にむずかしい問題があるのですけれども、内容的に非常に売春歴のあるもの、私ども通称言っておりますが、そういう人は少なくなってくる。そういう人たちにに対する対応の仕方というものはいまの中で規定されておる。ああいった分野もある程度必要じゃないか、いまだアフターケアの問題も含まってくると思ひますけれども、それ以外に、変ってきたそういう対象者に対して、一つには、これまた煮詰まった意見ではないのですけれども、一般の福祉施策の中で対応し得るものもかなりあるじゃないか、全体としては、たとえば母子とか老人というふうな処理の仕方がありますが、もう一方のとらえ方としては、精薄寛解者とか、そういう分野での取り組み方もあるじゃないか。それはやはりそちらのほうの施策の中で対応し得るものも一つにはありはしないか。そういうものの中のいまのアフターケア的なものを別個のものと考えて対応する分野が必要なのか、あるいは一般の中で呼応し得るものがありはしないか。もう少し工夫する余地があるんじゃないかということで、いま内部的に検討をしておるわけですが、こういうふうなアフターケア施設ということでのとらえ方を詰めてゆこうという段階にはまだ至っていないというのが正直なところであります。そういうことで、私ども内部的には何か工夫しなければならんとは意識としては持つておるわけですけれども、その辺について忌憚のないご意見等教えていただきましたところいふふうに思っております。

○総理府 沖縄が復帰しまして、当然売防法が適用になると収容者が多くなるので沖縄だけでは収容できないから、福岡は現実にかなり余裕があるので、福岡を準備しておったところ、実際には、福岡にやっかいにならないですんだばかりか沖縄の施設には、子供連れで行くところのない人とか、IQの低い人が非常に多く、売春の経験者は必らずしも多くないですね。厚生省のほうでその後話を聞きますと、四十六才ですか、いまの解釈論で幅広く解釈して、おそれのあるという巾を拡げているとか……。

○厚生省 おそれのある問題の解釈を拡げたのはもっと前です。四十二年でしたか、そのころなんです。

○総理府 そういう形で若干運用上救いをしておるわけですけども、根本的な解決には……。

○山田参考人 それが私たちのほうからすると非常に困った問題なんです。というのは、第三項が付け加わりまして、現在売春のおそれなくとも、保護を必要と認めた場合は売春という問題を入れないで、保護する必要があるというふうなことだけでおそれを扱ったり、それに対する運用的なものが全然出てこなかったり、そうしたことは婦人相談員ないしは地方行政によって非常に取り扱いを混乱さした。おそれというのはこれはおそれだからと、人権的な問題というふうなおそれ方で見た場合には、それでは五条違反そのものでゆこうというふうな打出しをして、ほとんど入所者をなくなした県もある。その拡大解釈をするために逆にそういう人たちを入れるために、本来目的の人たちを逆に影響があるような形で拒否するような形も出てまして、都道府県によって非常に取り扱いというものが混乱して、したのために現在の、私どもよく落穂拾いと言っておりますが、行政の落穂拾いみたいな役割りを受持つてしまったようなそういうような考えも逆になきにしてもあらずであります。ですからあの解釈は、見ようによっては非常に拡げて、何といえますか……。

○高橋参考人 拡げておいて、東京都の場合してくれないと思うのは……。

○山田参考人 拡げて救かったこともあるのです。

○高橋参考人 いいえ、それを拡げておいてもなおかつ、結局、問題は煮詰めれば、売春歴のある人をどうするか、あるいは売春歴のないいわゆる非行型なり、医学的な見地からの収容が必要な人と、売春歴のある人とを一緒にさせるかさせないかということにもなってくると思うのです。それに対しての答はたぶん……というのは、矯風会の場合は、ずっと売春歴のある人を一応してくれるのが趣旨で、いま慈愛寮は未婚の母の家になっておりますけれども、本来の趣旨は、あれは売春歴のある人たち、そうするとある人となない人が一緒にになっており、うまくない場合があるわけですね。私は売春なんかしなかったんだよといったようなこと、だから東京都の場合は分類処遇ができるというから、ある施設は売春歴のある人だけ、ある施設は非行型だけというようにして、とにかく多様化に即するような施設は数多く、しかも大量にじゃなくて、沖縄なんかのうるま婦人寮一つで六十何人入れる。あれじゃほんとうに、別な言葉でいえば味噌も糞も一緒にしたような待遇しかできないのです。あれをもっとこまめに個人収容あるいは個人宅に任せるというふうな形はいまどきではできないのかもしれないけれども、個人の善意なり、ボランティア精神なりによってゆだねる部分だってあっていいと思う。その一番いい例は、東京都の場合に、ミッドナイトミッション——永福町で望みの門の家をつくっておるけれども、あの人たちの場合は明らかに転落防止のためにしていらっしやると思うのですけれども、それに対して公の保護がないですね。私あの人たち気の毒だと思っています。またドイツの人たちにだって日本人として申し訳ないと思いますよね。ドイツから費用が来ておるわけです。たまりかねて日本

のクリスチャンの婦人たちが毎月零細なお金を献金しておりまして、矯風会の者もずいぶんしておるわけですから、主だったところはドイツから来る。特にドイツ人の人の給料なんかそういうふうな形でやっておられる。あれなんかはどうして東京都がもっと補助しないのか、ああいう施設が幾つか出てくるべきなんです。まあ売春歴のある者とはなるべく一緒にしない。しないためにはそれだけ行政的なりポートがあるべきだと思う。とにかくミドナイトミッションの例は何とかしてあげたいと思いますね。ここは筋違いですけれども、厚生省の方、どうぞ東京都にあれして例外措置をつくってもいいじゃないですか。行政というのは現実の状況に対してきたら先取りしてほしいし、後を追いかけるにしたって、十何年も後を追いかけないで、そのまま適用できないで済ましておかれる問題じゃないですよ。

○厚生省 先ほどのおそのある問題、上げた問題ですね。ちょっと関連して申し上げますと、もともとの考え方は、私どもとしては、実際に本人自身がたとえば婦人相談所なり、婦人相談員でのケースの受け付けの経路、そういったものを見ますと、本人が直接来たというのは二四―五割だった。それが最近は一割以上になつておるといふふうなことで、やはりその辺は先ほどの実態の違いという問題との関連があると思うのですけれども、本人が歴があるかないかということは、歴の問題は、実際に扱うケースの中では少なくなつてきておりますね。ですからそういう観点に立つて、たまたま施設も昔のような簡単にそういうケースを把握しにくいという実態になつてきた。本人が飛び込んでくるという一般の中では、婦人問題というのは対応しきれない面がかなりある。で、施設も空いておるといふふうなことがあります、やはりそういうことの中でやはり婦人の問題というのは、そういうおそのある言葉自体は若干ご指摘のような問題があると思いま

すけれども、まあ売防法の中にあるものですから、その中で活用する分野として取り組んだ。こういうのがそもその経緯でございます。おそれのある者と一緒におるからどうこうという問題はあまり考えてなかった。実態からそういった人たちも含めていろいろケースワーカー的なものができるようなものを考えてゆこうというのが狙いだったと思います。

○田中参考人 私は四時に帰らなければならぬので、きょうのは、売防法そのものに直接関係して行政面でどうするか、法律面でどうするということとお話になるだろうと思いますけれども、でも私たちが運動をやって、最近ちょっとトルコ風呂のことを問題にできていたので、トルコ風呂に関しても売防法に照して検挙されておる事例はありますよね。それでは売防法の網をくくってしまったって、実際には管理売春に等しいような形で行なわれてる業態について、やはり警察の方が言っていらいっしょなことも、私たち、法的に何か措置をとりたりというふうなことをいろいろ研究していたわけです。そのことなんかはどういうふうに総理府として、また警察のほうとして考えられておりますか。今度の国会めがけて法的に処置を取ろうと考えるのか、その辺はどうなんでしょう。

○総理府 今度の国会とかそういうことでなくして、同じ売春という問題を取り扱っておるそれぞれの関係庁が、早い話、先生方のほうからの活動実態とか、いままでこういう意見交換する場をあまり持たない、むしろ敬遠しておったという……まあそういうことでなく、できるだけ皆さん方のご意見を聞かしていただいて、こういう問題について行政の場と、民間のそれぞれのところでやっておられる各種団体のご意見を拝聴しながら、やはりコンセンサスをつくりながらやらないと、それこそ世論の反対をくらったりそういうことでは

いけないというような意味で、きょうはお話をお聞きしておるわけがあります。時間もありませんので先程来からでているトルコ風呂の問題なんです、これは先ほど来お話がありますように、まさに私どもの考え方としましては、まあ法十二条でいう管理売春そのものであるかどうかは、法的に申しますとむずかしい問題があるわけがあります。そういう形で検挙しておる事例もありますし、十一条の場所提供で検挙しておる例もあります。いずれにいたしましても、あの実態というものが、やや最近、公然売春的な行為あるいはそれに類するような行為が行なわれておるじゃないかということについては、これは疑いをはさむ余地はないと思います。したがって、これは売春防止法の精神からも、こういうものは許せないという意味におきまして、七月二十四日に売春対策審議会もこの問題を検討したわけがあります。それでやはり厚生省の公衆浴場法に基づいて許可した業種である。許可した業種をやめろ、つぶしてしまえというわけにゆかないので、これはやはり理論的な飛躍がある。やはり行政としてそういうわけにゆかないから、公衆浴場法で公衆衛生の観点からすれば衛生上は悪くはないということであっても、風俗面からすれば非常に行き過ぎたところに来ている。だからこれを誰か正させるのかという問題があると思います。これにつきましてはまず第一に、公衆浴場法で許可した厚生省が行政の指導的立場にあるわけでありますから、これに対して行き過ぎた行為の自粛を求めなければいけない。それからその関係で、先ほどからちよつと話がふれておりますように、業者との間の雇用関係、これは法律的にいう雇用になるかどうかいろいろ問題があると思いますけれども、いずれにしてもそういう状況にありながらその実態というものがえぐられていないということもある程度事実であります。そういう意味において、そういう状況にありながら実態はどうなっておるか。そういう面も担

当行政庁で監視を強めてもらいたい。あるいはそういう場所で働いておる婦人たちに対する啓蒙活動、そういうものも関係行政庁はやっていただきたい。それから警察も売防法に限らず、法律的にできるだけ既存の法律をつくって取り締りをしてゆく。もしそういう自肅勧告、警告にもかかわらず、業者が実態的に自肅をしなければ、その限りにおいて法律の検討をしてゆかなければならないであろう。それを公衆浴場法でやるのか、先ほどお話のように風俗営業でやるのか、単独立法でやるのか、それらはまだ検討しておりますが、トルコ風呂に対する考え方は以上のような考えで進んでおるわけであります。

○田中参考人 少し実績は上がっておりますか。

○警察庁 私どもといたしましては、七月二十四日の決議を受けまして、十月下旬から十一月いっぱいをつトルコ風呂の密集地域を、ご参考までに申しますと、東から千葉、東京、神奈川、愛知、岐阜、滋賀、兵庫、福岡、沖縄等を最重点地区に指定し、十一カ所の指定地の取り締りをやりました、その成果をいま集計中でございますけれども、相当大きな効果が上がっておりますことは間違いございません。すでに千葉、横浜、川崎、沖縄で検挙をしております、これに対しまして検察といたしましては最高八カ月の処分をするということでございまして、他の業者のみせしめにするということも考えております。今後もうした取り締りというものゝを繰り返し実施できるかということにつきましては、先ほどお話がありましたように非常に風俗環境というものゝ変貌しつつあるというので、多岐にわたって取り締ってゆかなければならない業態というものが数多く出ております。最近では外国からギャンブル機械が相当輸入されておりますので、これに対する取り締り、それから先ほどご指摘のありましたモーター営業の規制、こういうものゝにも手を付けなければならんと

いうことで忙がしい時期に踏み込んでおりますが、トルコ風呂につきましては最重点に考えまして実施しておるということでございます。

○高橋参考人 要するに、力を注ぐところが多過ぎて多忙であるから、今度のように集中的にはなかなかおできになれないだろうと思えますけれども、まあせっかく千葉でなすったのをけちをつけて、ご免なさいですけれども、角えびだけでなく、いろいろなところがあるし、みせしめという形であれですけれども、取り締まりを今後も三百六十五日なされれば別ですけれども、一年に一回、それも重点地区だけだったら、ほかのところに逃げてゆくかもしれないし、さっき、トルコ風呂を行政で逃してしまつて云々とおっしゃっておりますけれども、非を改めるならば、国家といえどもやぶさかでないいいじゃないですか。あれは間違いだから取り止めると、それで行政訴訟にでも持ち込まれたら、それこそ受けて立っていただきたいくらいの気持ちでわれわれおりますし、国家がなさらなければわれわれがそれをしなければならぬだろうとも思うわけなんですけれども、明らかにいま大半トルコ風呂というものは一定地域の中で、いまの保健所の設置基準の条件さえ整れば新しく営業することを受理せざるを得ない状況ですよね。そんなばかなことないですよ。売春防止法があるのに……。いまここにお揃いの方々は売春問題の国家行政機関の中で一番責任のある中枢のお立場にある方々なんですから、何とかこれを前向きに、法律解釈というのはどうにでもなるといったらおかしいですけれども、とにかく法律がいじれないならば解釈と運用とだつてできるでしょう。前向きに取り組むことが一番大きな要因であろうと思うし、

○総理府 途中でございませうけれども、私どもが売対審でトルコ風呂について音頭を取つて、前向きに各行政

庁がやっておるといふことははっきり申し上げておきます。

○高橋参考人 もう小手先の理論じゃ追いつかないと思うのですね。

○総理府 これはやはりトルコ嬢誕生も歴史的経過がありましてね。あるときには転業業者として勧奨したこともあるのですね、遡って調べて見ますと。

○高橋参考人 どこの誰がなさったのですか。

○警察庁 東京都で……

○総理府 そういう業態は浴場法で許しておるわけです。

○高橋参考人 あったことは事実です。矯風会の隣でもあるのですから。いつの間にかできてしまったのです。ですけれども勧奨したということまでは……。

○田中参考人 それは職業指導の際にやったわけですか。

○高橋参考人 鈴木明氏だってあれになっておりますから、業者が……。

○総理府 問題はそこなんです。大阪なんかのトルコ風呂の中でも、トルコ風呂業者が、トルコ風呂業態の中における売春はほかのほうより少ないといわれております。それはやはり構造設備が若干違いますからそういうような形になっております。だから現にそういう特例を強化した状態で、売春をやらなければ一番いいわけです。やらないで、あたりまえの許された限度においてやっておればいいので、それを売春をやってきておるから問題なんです。やらないようにそれぞれの立場から監視してゆく、それでもどうしても法の目をくぐってやる余地が非常に多い。現地点でもそういう余地が非常にあると思いますけれども、そのときに

は行政庁がやはりこそって立法をして押えてゆくということがやはり行政庁のあり方として、若干手間がかかりますけれども、そういう段階を踏まざるを得ないじゃないかというふうに考えております。ただ、それに対して熱意がないのじゃなくて、熱意はあるのですよ。

○高橋参考人 言葉が過ぎまして申訳ありません。

○田中参考人 検挙なすつたのはどういふことを根拠にして……

○警察庁 非常に苦勞をして二十日間ほど張り込みまして、そして……供述を取るとか、変な話ですが、男は遊んで来ると、その女の人に情が移ってしまふということ、なかなか話をしてくれない。したがって、私どもいまやっておりますのは、そのトルコ風呂に反感を持つような業者あるいはトラブルを起してやめたトルコ嬢、そういうところから聞き出すとか、以前はごみ箱からゴム製品を探したというようなこともありましたが、そういったことでなかなかむずかしいということでございます。

○総理府 私ども先ほど言った姿勢で臨んでおりますけれども、実際問題として……あの決議の出たとき、ちょうどハイジャックがあつたので、トルコ風呂の問題は取り上げず、一行の記事にもならなかった。しかし、業者に徹底しなければならぬので、思い切つて官報の資料版や時の動きにその内容を載せております。それは一つの決意の内容のあらわれとして載せたわけでありまして、問題は、それにもかかわらず現在週刊雑誌等に、穴場はどこだとかここだとか出ておる。警察が検挙する場合にもたいへんな苦勞が要るわけです。現在の管理売春なり、場所提供のような場合でも、場所提供は情を知つてという条文、それから管理売春には、自己の管理する場所あるいは指定する場所に居住させという条文がある。等々の問題があつて、非常に捜査

技術上たいへんなんですね。そうなってくると、たとえば滋賀県のトルコのように、数年前は一、二軒であったものが現在は何軒ある。これはやるからできるわけですね。

そこら辺の問題は、別の法律ができればまた違うのですけれども、やはり限界があると思うのです。正直いいまして……。要するにそれをどう持ってゆくかにつきましても皆様のお知恵を拝借したいと思います。

○高橋参考人 同士打ちしてはしょうがないのですが、やはり国会で議員さんが取り上げてくださるのが一番だと思いますがね。

○田中参考人 その方向で準備もしておるのですが、それじゃ私ここで失礼いたします。（退席）

○末吉参考人 トルコは都道府県条例できめることになっておりますけれども、そのチェックとか指導監督は、警察でおやりになるのですか。

○警察庁 警察はやっておりません。

○末吉参考人 厚生省ですか。いままでやったことございますか。

○厚生省 私は、社会局でして、所管が違うものですから、ちょっとお答えいたしかねるのですが、環境衛生局のほうなものですから。

○高橋参考人 私が参ったときも、環境衛生局では、それはどうかと、全然熱意がないのです。

○末吉参考人 各都道府県で私が見た範囲でも、若干詰めた中でもだいぶ違うのですね。

○総理府 その資料は、その中に私どもがまとめたものが入っておりますが、条例もほんとうに違うのです。厚生省のほうも、環境衛生の考え方は、やはり都市浴場法として衛生的観点があればという考えもないわけ

じゃないですね。私どものほうは、許可主管庁がそんなことをいっておつてはしょうがないじゃないかと言つておるのです。

○末吉参考人 ある程度照し合わせて、これは誰が見てもいかがわしくて、問題が起きそうだというもののに対してはやはり処置してほしいですね。

○高橋参考人 処置の場合に、設備を構造上の制限は追付かないと思うのですね。千葉で見てきた例でいえば、あそこは県条例をおつくりになつてからあとのトルコ風呂というのは、個室はいけないというわけで、三室以上何平米以上というふうにしてある。まさにそれを見たのですが、確かに三ベッドあり、三スチームバスがあるのですけれども結果的には、わりに広い部屋を一人で使う形になつておるから値段も高くなる。あれを決して三人では使っていないと思うのですね。私たちが行ったときには一人もいなかったけれども。だから、高くなつて利用者が利用しにくくなる。これはそう悪いことでもないでしょうけれども、構造設備の上で制限することはトルコ風呂をなくす方向にあまりに役に立たないということの例に私どもとしては見たつてもりなんです。

○総理府 限度がありますね。それも……。

○末吉参考人 営業時間の自粛だとか何とか……。

○総理府 広島で条例を改正して、扉を取っ払つてやつたら、だいぶ客が減つたと、そういう話もありますけれども。

○警察庁 いま言われた営業時間はあまり問題がないじゃないかという点ですが、これは非常に影響があるの

です。というのは、キャバレーで遊んで、十一時過ぎて、それじゃこれからトルコに遊びにゆこうかという連中が多いわけです。ですから営業時間を十二時に限れば相当減るということはいえると思います。広島の場合も、やはり入口の開放という問題より、営業時間を十二時にしたということで、売春そのものも減り、トルコ風呂の数も減っております。遊びに来る客も三分の一くらいに減っておりますということで、営業時間の規制ということは相当効果があるじゃないかと思っております。私どものほうは県のほうに働きかけて、営業時間をなるべく十二時までにしてほしいということを、課長から全国に指示はしております。

○末吉参考人 労働省さんに関係あるかもわかりませんが、そういう婦人が営業を終って二時ごろ帰ってくるわけですね。その場合に一つの法に抵触しはしないか。寄宿舍というものがあり、大体寄宿舍というのは営業に必要欠くべからざるものであつて、しかも三十人以上となつておりますけれども、その場合、寄宿舍規定との関連で全然抵触しないかどうか。

○労働省 きょうは婦人局から来ておりませんが、さっきちょっとお話がございましたように、雇用関係があるかどうかというのが一つのポイントになつておるわけです。そこら辺非常に法的にむずかしい問題があるように聞いております。

○末吉参考人 臨時工としても適用されますね。普通の事業所の場合には、

○労働省 雇用関係がないということになりますと臨時も常備もないわけですから、ですからそこら辺が一番基準法との関係ではいろいろ厄介な問題があるらしいようです。

○高橋参考人 昔、赤線の従業婦も一応業者との間に雇用関係があるものと推定されるというような労働省の

見解が昭和二十年代に出たと思うのです。それがいまのトルコ嬢の場合にあてはまりませんかしら。労働省としての見解を、雇用関係があるというふうに認定していただくほうがいろいろな意味でやりやすいじゃないですか。そうすると固定給の問題も出てくるだろうし、寄宿舎を置く場合には。

○労働省 実際はないとはいえないと思います。

○末吉参考人 社会保険を適用すれば、当然雇用者であって、寄宿舎の規定も、賃金上の処置も時間外労働に対する問題も徹底してきますね。そうするとその面からやはり雇用に対する処置をする必要があるじゃないか、あの基準の中にトルコ嬢を除くということを書いてないわけですし。

○総理府 国会でも田中先生だったですか。ご質問がありまして、労働基準監督局から答弁をしておるのですが、雇用関係について法的にいろいろむずかしいけれども、まだないともいえないという形で……。ただ、事実上の問題として、なかなか多忙でそこまで手が回らないということを述べておりますけれどもね。これはいまご指摘のように、やはり警察の問題でなく、私どもが決議しましたように、労働基準監督下の問題、それから国税の問題で、そういう売春を業とした業者に対しては、まあそういうことができるかどうかは別論としまして、検討して見る。また、やはりそこにおる女子に対する啓蒙ですね。そういう教育といいますか、そういうものをどうしてゆくのか、そこら辺も含めて、腰ばかり引いておってはだめじゃないかという形で、私どもも指導しておるわけですけどもね。

○末吉参考人 これも普通何でもない場合はいいけれども、労働災害が起きた中で、火事で何人か死んだという場合、災害の適用の問題が出てくるわけですね。非常に微妙な問題が出てくるので、不思議な問題だなと

思っております。その経営者はちゃんとその人たちに給料を払っております。たとい日雇いのようなかっこうでも払っておりますわけですね。そうなると、もうトルコ風呂というのはだいたい歴史も長いですからね。たとえば売春するしないにかかわらずどう見てゆくかということを考えておかなければおかしいと思います。

○兼松参考人 私のところに来たトルコ嬢の話では密室の中の売春といいますが、そういうサービスについて、自分と客との交渉だけなので相手がどういう人かわからないので、首を締められたような事件もあるので、非常に不安だということを盛んに言っております。まあ収入としては最低十万は入るわけですが、一切外食であるし、けっこう車代がかかるそうです。それからこれはおもしろい話なんです、トルコ嬢は疲れるのでマッサージ代がすごくかかるそうです。そして一部交代制になっておりまして、夜中にちやうど休憩時間がありまして、午前一時から三時ごろまで時間が空く、そうすると所在がないので、みんな集まって新宿あたりで飲んだり食べたりということ、結局入ったものをまた全部出してしまふような生活ということで、女の人が働いておる条件としては、いろいろな意味で最悪の状態である。私など朝九時前から待っております、昨夜もそうやって仕事で疲れ果て、さんざん飲んで、その結果どうかというと、面接室に入るなり泣き出すのです。その人は別にいま問題があるわけじゃないけれども、そういう荒れた生活をしておって、非常に朝になって淋しいという。それから、たとえばなじみであっても人間的には全然触れ合っておらないのでこわいし、相手が信じられないといって、その淋しさを訴えておりました。これはやはり売春とか性の商品化でなく、人格といえますか人間が変質してゆくという意図で、人間が信ぜられなくなる。若い人でしたけれども、そういうことを聞きまして、私自身もつと深く考えなければいけないということを感じました。売春

防止法そのものの法改正もありますけれども、実際にそういう人たちを扱ってみて、人間の最悪、婦人の最悪の場合にある彼女たちの相談にのってやるのが役目だなということを相談員として感じるわけです。トルコ嬢にはそういう面もあるということを……。

○総理府 モーテルなんかは外形が非常にけばけばしい場合、地域によってご婦人団体がたち上って注意をしておるようですが、トルコ風呂というのはそういう形での展開は必ずしもないですね。

○高橋参考人 県条例ができる段階で、私の知っておる限り、長野、佐賀、愛知とか、それぞれのところでした県はありますけれども、それ以後の改正をさせて、一軒もなくすのに成功したのは長野県だけです。あとは結局県条例改正までの意欲が盛り上がっておりませんですね。それから一応地域を指定して、あまりふえない県なんかもあるし、ふえた県は、千葉なんかみたい、あれよあれよという間に、栄町のネオンの力のほうが強く、婦人団体の力が出てこないという状態です。県条例の改正というふうな形、あれだって相当のエネルギーが要りますから、そういう形でするよりもむしろ中央での法改正のほうに持つてゆくほうが労力も少なく効果も多いだろうという戦術的な意味もあります。

それから、トルコ風呂の業者はどういうふうな動きでしょう。何か三月に業者大会を開いたということまでは聞きましたが、全国的な組織は……。

○警察庁 全国組織はないですね。

○高橋参考人 三月三十一日のは全国組織じゃないのですか。

○警察庁 厚生省にお聞きしたのですが、全国組織はないということなんです。電力節減の問題で協力を得る

ため、厚生省のほうでいろいろ探したらいいですけども、中央の団体がないというので、都道府県の衛生部からそれぞれお願いするということになっておりまして、おそらく中央にはそういったものはないじゃないかと思えます。

○高橋参考人 九段会館で開かれたということを、週刊誌の記者から聞きましたが……。

○警察庁 全然聞いておりませんし、何の反応もございません。

○総理府 厚生省のほうが七月二十四日の売対審の決議を自粛勧告をするのに各都道府県別にやったようですが、たとえばいまの動きや何かの資料を各業者に警告の意味で配ったのを、関係の業者に直結しておるような方々がいろいろ問合わせに來たりしておる動きは出ております。

○高橋参考人 それは要するに国会議員なり何なりが問い合わせに來たという……、その名前が知りたいですね。

○総理府 国会議員の先生で関係業者に関連のある方がおられますね。それが決議の内容を知りたいという問合わせが來ております。

○末吉参考人 トルコ風呂業者が集会をやつて、決議文とか何かというものは出てこなかったですか。

○総理府 それはありません。

○末吉参考人 トルコ風呂はどんどんふえておるようですが、千葉のほうでも施設だけが規定に合えば許可せざるを得ない規定だからと言っていらつしやいましたけれども。

○警察庁 参考までに申し上げますと、昨年十月末が千九軒、本年の七月が千百十四軒十月末が千百四十八

軒であります。

○総理府 風俗営業の場所指定ということがあって、あれがかえっていいのか悪いのか、あすこの部分だけ風俗営業に取り入れられてしまつて逆効果になつてしまつてゐる面もあるのではないか。

○高橋参考人 大いに警察庁のほうに向いておつしやつて下さいよ。私たちは盛んに反対したのですけれども……。

○末吉参考人 これだけ土地が高くなつてもなお営業が成り立つてゆくということは、何かの方法で収入を得ておるわけでしょう。融資関係はどうなつておるのですか。まさか公的なものから融資されておるようなことはないでしょうね。

○警察庁 調べて見ましたが、環境衛生金融公庫からは一銭も出ておりません。風俗営業、トルコ風呂、モーター、そういうものは除外されております。

○総理府 この問題に關しましては、先ほど申しました決議がありまして、各行政庁の意識としては、先ほどいったように積極的姿勢を持つておるのですが、ただ、それをどこがどういう形でどう進めるかという各論の問題につきましては、私どもも各行政の取り扱いに任せておる形をとつております。したがつて、皆様のほうから見れば、私が先ほど言つたような言葉にかかわらず、足らないじゃないか、こうすべきじゃないかというところもあると思います、正直申しまして……そういう各論の問題の足らないところは、これはやはりトルコ風呂は何とかしたい、しなければならんという共通目的がございますから、それらの各行政庁に対するお叱りの点については、遠慮なくそれぞれのところに言つていただきたいと思います。そうしなければ

ばこれではできない面もあると思います。

○高橋参考人 ついでに正直なところを申し上げますと、国会議員で超党派で出すというのがうまくゆくかどうかわからないですね。売防法みたいに政府提案という形はできませんか。

○総理府 売対審では、先程いったように段階的な考え方を持っておりますから、ある段階で、どうしても立法せざるを得ないということになれば、政府がやるのか、あるいは先生方をお願いしてやるのか、具体的にどうという形でという点までに詰めておりませんけれども、将来立法についても検討するということは決議に書いておりますから。

○末吉参考人 政府提案のほうが数からいっても通りやすいし、政府としても社会福祉の面から国民の健康という面から、こういう姿勢で臨んでおるのだということをびしっと出してもらうことは大いにプラスじゃないかと思います。若干業者と結び付いた業者もいらっしゃるかもしれないけれども、それは将来の日本ということを考えればできるじゃないかと思います。

○総理府 俗にいわれている必要悪で、たとえばトルコが現在そういう形になってきた、しかしこれは許せざる存在であるという認識を持っているわけです。しかし実際問題として、それじゃそれを実行することによって、それをなくした場合に型のかわったものになるだけでなくなるかという、どこかにまた形をかえて行くわけなんです。

○高橋参考人 そういう考え方は、皆さんよくおっしゃいますけれども、私は自分がそのことを考える立場にある者として、先ほどの繰り返しになりますけれども、公認売春あるいは公然売春の否定ということで、こ

のあとたぶんモーターが出てくるでしょうね。公然売春の形でというふうに次々に起るケースを一つ一つ公然売春にならない形で、法的規制、チェックという形でとらえてゆく以外にないだろうと思います。売春防止法ができたとき、すでに横浜にトルコ風呂があったのを、私のところなんかに外人が注意書きをくれて、あなた方はこれを放っておくのかという詰問みたいな注意がありましたけれども、そのときに答えたのは、われわれはいま公然売春を否定しているので、その次の段階なんだからと、それがもう十何年経って、ほんとう私は、トルコ風呂をこんなに繁栄させたわれわれの無力さというのもしやになるのですけれども、トルコ風呂ができてからもう息が長いですよね。それが今度はたぶんモーターが公然売春、あるいは法律的にいまの場合だってまたトルコ風呂と同じように、地域制限で認められた形になってゆく。そうした場合にまたそのモーターを否定してゆく。その次は何になりますか。最終的には両者の合意による自由売春といえますか、そのころはフリーセックスの時代になるでしょう。それまで法律でチェックできるかどうかというのは、これはまた別の問題で、当面の戦う相手はたくさんおるし、繰り返しになりますけれども、次の段階のことは、公然売春の否定という形だけで考えればいいと思います。だから次に起る何かを考えて、トルコ風呂は需要があるから残そうという考え方は逆だというふうに思います。

○総理府 問題は、トルコ風呂がいまそういうふうになっておるから、トルコをやればほかにしわ寄せがゆくことを考えて、それでトルコ問題をやらないということではないので誤解しないでいただきたいのです。売春防止法という法律がありながら現実にはトルコ風呂という形態においてやや公然売春的な形が出てきています。したがって、売春の一形態を放逐すると、当然ほかのところにもまた移行してゆく。ほかのものを逐一そ

ういう形の法的な裏付で監視できるかどうか別として、結局売防法そのものに問題の余地があるじゃないか、それをどう結びつけて検討はしなくてもいいのかということです。

○高橋参考人 売防法全体のことを言ってもよろしいでしょうから、こういう機会に、今後こういう会合をたびたび開いていただけるかどうかかわからないので、言わしていただきたいのですが、法改正が必要だというふうな意見が出てくる。それは十五年たとうと二十年たとうと、もしほんとうによい法律で現実にも適用するのだったら何も改正する必要はないけれども、現実と法があまりにも差が激しい場合には、改正する必要がある。法律が後を追いかけてゆかなければならないと思いますので、売春防止法もその段階に来ておるのかなとも思います。特に警察の現場の方々の意見などは、第二章の部分なんかに対しては、もし第四章を分離させて婦人福祉法になるのだったら、売防法の刑事部分だけをいじるというのもしんどいことですし、これを通させようとするわれわれのほうの運動もまたたいへんですから、第四章の婦人福祉法化と共に、第二章の部分あるいは三章の部分を同時にいじって改善をしていただきたいということを私としてはお願いしたいと思います。いわゆる昔の集娼地域を想定しての第二章の部分を、自由売春を奨励するような、あるいはうしろでかしく業者が操っておる部分がありますね。実態はよくわかりませんが、明らかに昔の廓なり、赤線地帯を想定してのあの法律の文章は、もう現実に追いつかないのだったら、現実に合うように文面に、趣旨はあれでけっこうですから、変えていただきたいと思います。たとえば管理する、または自己の指定する場所に居住させ云々とありますね。何かもう少し文面が変ればトルコ風呂業者をストレートに売防法に引っかけられる余地があるかもしれない。法改正はどうぞ同時にしてほしいというのが要点です。

それからもう一つ、田中先生おっしゃらないのに、こういうことを先走っていいかどうか分かりませんけれども、昔の売春防止法を通すふうでしたら、市川房枝とか神近市子というふうな方、それから自民党には紅露みつというふうな、婦人議員をまとめられる立場の方々がいらっしゃったが、今度はそういう方々がいらっしゃらないので、超党派の婦人議員で結集するのは前とは違うなということを私どもとしては認識しているわけで、その点においても政府においてお考えいただきたいなと思います。

○総理府　いろいろ問題がございまして、なかなか論じておつても尽きないと思いますので本日はこの辺で一応終りたいと思います。ありがとうございました。

